

【資料】

関西広域連合について

資

吉本 誠

料

はじめに

本資料では、府県域を越える広域連合としては全国で初の取組みとなる関西広域連合について、その概要、及び参加府県の一つである兵庫県議会におけるその設立過程でなされた議論を紹介する。更に、今般の東北地方太平洋沖地震での被災地支援を含む設立後の活動についても紹介する。

関西広域連合は、平成22年12月1日、総務大臣の設立許可を受け、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県が参加して発足した。広域連合とは、府県や市町村が広域的事務を共同処理する仕組みであり、地方自治法に基づく特別地方公共団体として位置付けられる。関西広域連合においては、当初は、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の7分野について取り組み、将来的には、広域の行政体が担うべき事務を拡充するとともに、国の地方支分部局からの事務・権限の受け皿となることを想定している。

関西広域連合は、地方からの分権改革への主体的な行動として設置されたものであるが、その設立に際しては、“同床異夢”だと言われてきた。すなわち、「道州制への一里塚」と考える立場がある一方、「道州制とは全く異なる組織」であるとする立場もあり、このような中で足並みが乱れ、奈良県、福井県、三重県及び4政令市は参加を見送るなど理想的な形でのスタートとは必ずしもなっていない。しかし、府県域を越える初の広域連合として、今後の取組みが期待されており、その概要を紹介することは意義あることだと考えている。

また、広域連合は、その設置に際して規約を定める必要があり、その規約は参加自治体の議会の議決を要することとなっている。関西広域連合においても、

参加府県の議会による設立規約の議決がなされたが、著者は、参加府県の一つである兵庫県議会の一員として、当初よりこの設立過程に関与し、関西広域連合規約の議決を行った。本資料では、兵庫県議会から見たその設立過程についての議論もあわせて紹介することとする。

更には、設立後の活動として、今般の東北地方太平洋沖地震においては、関西広域連合として被災地支援を行っているが、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県が広域防災の事務局を担当しており、迅速かつ積極的な活動が行われているといえる。これらの活動も含め、関西広域連合設立後の主な活動についても紹介することとしたい。

なお、この関西広域連合の初代広域連合長には、井戸敏三兵庫県知事が選出され、副広域連合長には、仁坂伸和歌山県知事が指名された他、国の地方出先機関の権限移譲を目指す国出先機関対策委員会の委員長に橋下徹大阪府知事、副委員長に山田啓二京都府知事が指名された。

第1章 関西広域連合の概要

1. 設立の経緯

(1) 研究会等における検討

関西は、人口2,100万人、域内GDP 80兆円と首都圏に次ぐ大きな経済圏を有しており、これを外国と比較すると、オーストラリアやオランダと匹敵する経済圏と言われている。また、言うまでもなく関西は大変魅力にあふれた地域であり、古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であった。

平成15年7月、関西の府県・政令市と経済団体が参加して「関西分権改革研究会」を設置し、関西の特色を活かせるような地方分権のあり方を自ら検討しようとして取り組んできた。関西では、これまで各都市、地域が知恵と個性を競い合い、関西国際空港、関西文化学術研究都市、大阪湾ベイエリア開発など、ナショナルプロジェクトや広域的な地域開発について、府県を越えた推進体制で多くの成果をあげてきたといえるが、今後、さらに関西を魅力ある地域として発展させるためには、地方の自立と自己責任を確立する地方分権体制へと、この国を変えていかなければならないとの考えから「関西分権改革研究会」を立

ち上げたわけであるが、この官民共同の検討組織は、「関西分権改革推進委員会」「関西分権改革推進協議会」と段階的に発展し、平成19年7月には既存の広域連携組織を統合して関西広域機構が発足した。そして、同機構に設置された分権改革推進本部において、本格的に関西広域連合の検討が行われることになった。

(2) 分権改革推進本部における検討

平成19年10月、関西広域機構に設置された分権改革推進本部は、第1回本部会議を開催し、「早急に、実現可能な広域連合案の合意を目指して、処理する事務、財源・組織体制等について検討を進める」ことで合意し、続いて、平成20年3月に第2回本部会議を開催し、「次回本部会議で広域連合の設置に関する基本合意を行い、設置に向けた詳細検討に移行することを目指す」ことが合意された。

平成20年7月には、第3回本部会議を開催し、「これまでの検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することを基本合意する」との申し合わせが行われ、平成21年3月には第4回本部会議を開催し、「関西広域連合の設立時期について、2009年中を目指す」ことで合意し、加えて、「関西広域連合」への参加については、「同年夏頃に開催予定の次回本部会議において、知事・市長としての意向を明らかにし、これを踏まえて「関西広域連合設立案」を決定し、設立に向けた準備を進める」ことなどが合意された。

さらに、21年8月、第5回本部会議を開催し、「特別委員会を設置するなど議会との議論が本格化しているので、関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な議論を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進めること、分権改革推進本部はこの進捗状況を踏まえ、次回本部会議において「関西広域連合設立案」を定める」こと、などの申し合わせが行われた。

(3) 設立に向けた具体的検討

関係2府6県（三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島）は、平成22年1月に設立準備部会〔関係府県知事会議〕を開催し、「①各府県は平成22年2月の議会特別委員会で「関西広域連合設立案」を説明し、議会におけ

る議論を深めていく、②設立時期については、平成22年中の適切な時期に各府県が足並みを揃えて規約案を議会に提案できるようにしていく」、等の確認が行われ（三重県は設立当初の参加を見送り）、同年8月、第6回本部会議を開催し、「①「関西広域連合規約案」、「関西広域連合設立案」を決定、②基本的には、2府5県（滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島）が足並みを揃えて、9月議会に提出できるよう努力していく」、ことで一致した。ただし、「一部府県においては、議会とのさらなる調整を要するので基本姿勢を踏まえつつ、努力したい」との意思表示があった。

そして、設立当初からの参加を表明していた2府5県（滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島）の9月議会において、揃って規約案が可決されたことを受け、11月1日、総務大臣に設立許可の申請を行い、12月1日、関西広域連合設立の運びとなった。

2. 設立の趣旨

（1）設立のねらい

① 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

② 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

③ 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

（２）基本方針

① まず一步を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。

② 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各団体に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターヘリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

③ 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい県や政令市との協議の仕組みを構築する。

④ 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。

また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないように留意する。

⑤ 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

⑥ これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

（3）道州制との関係

広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。地方分権改革を直ちに進めるため、国の出先機関改革の具体化が迫るなか、関西においては、現行制度のもとでの府県の主体的な取組により、府県では受けることのできない広域的な事務、権限の受け皿となる広域連合制度の活用を目指す。

道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで、当然のことながら関西自らが評価し検討していくものである。

（広域連合と道州制の制度比較表）

	複数府県による広域連合	道州制
設置の根拠・位置づけ	現行の地方自治法に基づく特別地方公共団体	新たな法律に基づく広域行政体
府県制度との関係	存続（広域連合と併存）	廃止

3. 実施事務

（1）基本的考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

(2) 設立当初の事務

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、設立から概ね3年の間に実現可能な事業に取り組む。

分野	事務の内容
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域防災計画」の策定 ○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用） ○ 近畿府県合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 ○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施 ○ 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施 ○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西観光・文化振興計画」の策定 ○ 広域観光ルートの設定 ○ 海外観光プロモーションの実施 ○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設 ○ 「通訳案内士」（全国）の登録等 ○ 関西全域を対象とする観光統計調査 ○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西産業ビジョン」の策定 ○ 関西における産業クラスターの連携 ○ 公設試験研究機関の連携 ○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航 ○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり

広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域環境保全計画」の策定 ○ 温室効果ガス削減のための広域取組 ○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）
分 野	事 務 の 内 容
資格試験・ 免許等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域職員研修の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域にわたる行政の推進に係る政策の企画及び調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西における広域的計画の総合調整 ・ 交通・物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画）の検討 ・ 行政委員会事務の共同化検討

（３）順次拡充する事務

設立当初から処理している事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

新たに処理する事務については、設立当初においても、その基本方向や可能性の検討を行う。また、交通・物流基盤整備とも関連のある関西における広域的計画について、近畿圏広域地方計画、社会資本整備重点計画等のフォローアップ、国への意見提出などに取り組む。

	分 野	事 務 の 内 容
設立当初で処理する事務の拡充 (例示)	広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ○ 府県消防学校の一体的な運営
	広域観光・ 文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士（全国）」の登録等
	広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ○ 公設試験研究機関の一体的な運営（研究テーマの調整など）
	広域医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組

		○ 廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	○ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
	広域職員研修	○ 広域的職員研修の段階的拡充
新たに処理する事務 (例示)	交通・物流基盤整備	○ 交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究） ・大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・関西3空港の一体的な管理運営 ・国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	○ 処理事案等が広域である都道府県の行政委員会事務の共同実施

（４）国の地方支分部局からの移譲事務

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものや、府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消する。

また、新たに処理する本格的な事務として、国から権限・財源の移譲を受けることにより、広域交通・物流基盤整備の事務を実施する。

加えて、設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けて処理することにより、事務のさらなる拡充を図る。

今後、地域主権戦略大綱に則って進められている「国の出先機関の原則廃止」に関する取組を踏まえ、府県域を越える事務について広域連合への速やかな移譲実施を国に求めていく。

	分野	事務の内容
国の地方支分部局からの移譲事務 (例示)	地方厚生局	○ 医療法人（広域）等の監督 ○ 中小企業等協同組合（広域）の許可 ○ 消費生活協同組合（広域）の許可、認可、承認 など
	地方農政局	○ 都市農村交流に関する事務 など
	経済産業局	○ 新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスター） ○ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ○ 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務

関西広域連合について

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱業権の出願・登録等に関する事務 ○ 電気・ガス事業の許認可、監査に関する事務 など
	地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄国道（広域）の整備・管理 ○ 直轄河川（府県を越える）の整備・管理 ○ 直轄砂防等に係る工事・管理 ○ 国土計画等に係る調査・調整 ○ 建築基準法の施行事務（確認検査機関の指定等）など
	地方運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光振興等
	地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種リサイクル法（家電、容器包装）に基づく報告徴収、立入検査等の事務 など
新たに処理する事務 （国に移譲を求める事務の例示）	広域交通・物流基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪湾内諸港の一体的な管理運営（港湾の整備（防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等）に関する事務 など） ○ 関西3空港の一体的な管理運営（空港の設置及び管理運営 など） ○ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理（近畿圏広域道路整備基本計画の策定、地方整備局が管理する直轄国道の計画・整備・管理・運営 など）
設立当初で処理する各分野における事務の更なる拡充 （国に移譲を求める事務の例示）	広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）など国関連施策の事業費の配分（観光庁） ○ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく、観光圏整備実施計画及び同変更実施計画の認定（観光庁） ○ 国直轄管理道路における道路標識の整備基準の策定（関西全域を対象とする観光案内表示の統一基準との整合性確保）（国土交通省）
	広域産業振興	<p>近畿経済産業局が実施する産業振興に係る事務のうち、府県が実施するよりも広域連合が関西全体を視野に実施するほうが高い効果が得られると考えられる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスター支援（連携に係るもの））

4. 組織

(1) 基本的考え方

① 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、各構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体の長が各分野の担当委員となる「広域連合委員会」を設置する。

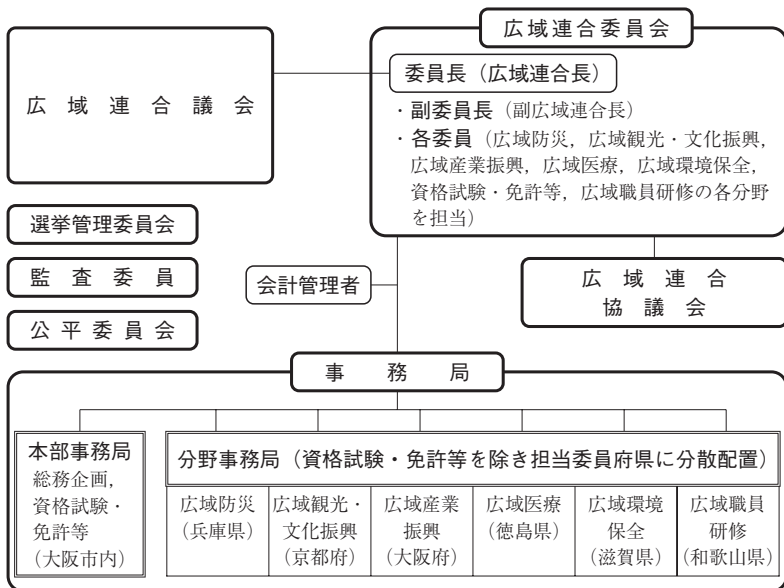
② 官民連携の仕組みの活用（広域連合協議会の設置）

広域連合の実施事業等とはもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、住民等から幅広く意見を聴取し協議を行うため、「広域連合協議会」を設置する。

③ 簡素で効率的な事務局組織

広域連合委員会の担当委員（知事）府県における事務事業の実施を基本に、簡素で効率的な組織とすることとし、総務企画及び資格試験・免許等の事務を所管する本部事務局を設置するとともに、その他の分野の事務を所管する分野事務局を担当委員府県に設置し、府県職員が広域連合職員を兼務する。

(2) 組織の全体像



(3) 広域連合長等

① 趣旨

広域連合の執行機関として、広域連合を代表する広域連合長とともに、広域連合長を補佐する副広域連合長と、広域連合の会計事務をつかさどる会計管理者を置く。

② 設置概要

ア 広域連合長

	内 容
事 務	広域連合を代表し、運営上の基本方針及び処理方針を決定するとともに、実施する事業を総理し、最終的な責任を負う。 委員長として広域連合委員会を総理する。
設置根拠	広域連合規約
任 期	2年（ただし、構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。）
選任方法	構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙

イ 副広域連合長

	内 容
事 務	広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 副委員長として、広域連合委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
設置根拠	広域連合規約
任 期	2年（ただし、構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。）
選任方法	広域連合長以外の構成団体の長のうちから、広域連合長が選任

ウ 会計管理者

	内 容
事 務	現金の出納及び保管、小切手の振出し、有価証券・物品の出納及び保管、支出負担行為に係る確認、決算の調製 等
設置根拠	地方自治法第292条において準用する同法第168条
選任方法	広域連合長が任命

(4) 広域連合委員会

① 趣旨

広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するにあたり、構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、各府県知事が事務分野毎の「担当委員」として執行責任を担う仕組みとして、関西広域連合独自の広域連合委員会を設置する。

また、広域連合委員会には、密接な連携を図る必要がある地方公共団体（「連携団体」）の長が出席し、意見を述べるができるものとする。

② 設置概要

	内 容
構 成 員	構成団体の長
協議事項	広域連合の重要施策に関する事項 ・規約案、条例案に関する事項 ・広域計画、事業分野別計画に関する事項 ・予算、決算に関する事項 ・広域連合の今後の事業展開に関する事項 等
開催回数	年数回程度
設置根拠	広域連合規約

③ 委員の区分、任期、定数等

	内 容
委 員 の 区 分	○ 委員長（広域連合長） ○ 副委員長（副広域連合長） ○ 委員（構成団体の長、それぞれ次の分野の事務を総括） 広域防災：兵庫県知事 広域観光・文化振興：京都府知事 広域産業振興：大阪府知事 広域医療：徳島県知事 広域環境保全：滋賀県知事 資格試験・免許等：大阪府知事 広域職員研修：和歌山県知事 *事務分野の拡充や参加団体の増加等に合わせて、必要な見直しを行う。
任 期	構成団体の長としての任期
身 分	非常勤

報酬	無報酬（旅費の費用弁償あり）
定数	構成団体の長の数
選任方法	構成団体の長の充て職
その他	連携団体の長は委員会において意見を述べるができる。

（５）広域連合議会

① 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

② 組織・運営の概要

ア 議員の選出方法

構成団体の議会において、各議会の議員から選挙する。

イ 議員定数及び各構成団体への配分

（ア）基本的な考え方

設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、将来的に事務の拡充や参加団体の増加にあわせて増員を検討する。

（イ）議員定数

20人

（ウ）各構成団体への配分

均等割と人口割の併用

均等割：構成団体に1人

人口割：人口250万未満の構成団体には1人

人口250万以上500万未満の構成団体には2人

人口500万以上750万未満の構成団体には3人

人口750万以上の構成団体には4人

府県名	人口 (H17国政調査)	人口構成比 (%)	議員数		
			均等割	人口割	計
滋賀県	1,380,361	6.6%	1	1	2
京都府	2,647,660	12.7%	1	2	3
大阪府	8,817,166	42.2%	1	4	5
兵庫県	5,590,601	26.8%	1	3	4
和歌山県	1,035,969	5.0%	1	1	2
鳥取県	607,012	2.9%	1	1	2
徳島県	809,950	3.9%	1	1	2
計	20,888,719	100.0%	7	13	20

ウ 会議の運営

具体的な運営については、概ね以下の方向で検討を行い、設立後、協議のうえで、広域連合長及び広域連合議会が決定する。

(ア) 本会議（定例会）

I 回数

2回

II 開催月

8月、2月（構成団体の議会における予算審議時期等を十分に配慮）

III 審議内容

区 分	内 容
設立当初	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長、副議長の選出 ○ 広域連合長が行った組織定数条例等の専決処分承認 ○ 定例会条例、広域計画の策定、会議規則等の議決 ○ 監査委員の選任の同意、選挙管理委員会委員の選出 等
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査、決算の認定 ○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合予算 ○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等

(イ) 本会議（臨時会）

広域連合長が、必要があると認める場合や、広域連合議員の定数の4分の1以上の者から開催の請求があった場合等に開催する。

(ウ) 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討する。

エ 議員の任期等

構成団体の議会の議員としての任期による（構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。）。

オ 議員報酬等

	内 容
勤務形態	非常勤
報酬額	既存の広域連合の事例を参考に今後、条例により決定
支給方法	年額支給

(6) 広域連合協議会

① 趣旨

広域連合が、その運営にあたり、住民等から幅広く意見を聴取するため、広域連合協議会を設置し、広域連合の実施事業等のもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議を行う。

② 設置概要

	内 容
構 成 員	住民（地域団体・経済団体等）、学識経験者、広域連合長、構成団体の長、広域連合に参加しない関係地方公共団体の長、市長会・町村会関係者等
協議事項	広域連合の重要施策のうち、住民等から幅広く意見を聴取するとともに、関係機関との協議を行うことが事務事業の円滑な推進に資すると広域連合長が認めた事項 （具体例） ・広域計画その他の計画、基本方針等の策定に関する事項 ・関西の重要施策に係る国、関係機関等への要望に関する事項 ・関係団体等との連携事業に関する事項 ・関西の広域的課題と今後のあり方に関する事項
開催回数	年1～2回
設置根拠	地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項による広域連合条例

③ 委員の区分、任期、定数等

	内 容
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年（ただし、充て職による委員については、当該職の任期による。）
身 分	非常勤
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例又は要綱により決定）
定 数	30人程度
選任方法	広域連合長が選任（会長及び副会長は委員による互選）

(7) 選挙管理委員会

① 趣旨

広域連合については、普通地方公共団体と同様の直接請求制度（広域連合の条例の制定・改廃、事務執行に関する監査、議会の解散、長及び議会の議員等の解職、規約変更要請等）が設けられているため、直接選挙の実施の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置する。

② 業務

	内 容
事 務	広域連合における選挙及び直接請求に関する事務
具体的な 事 務	・直接請求に必要な請求権を有する者の数の告示 ・議会の解散、長及び議会の議員等の解職等の直接請求があったときの 要旨の公表、投票の管理、投票結果の通知等

③ 委員の区分、任期、人数等

	内 容
委 員 の 区 分	構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者
任 期	4年
人 数	委員4人 補充員4人（それぞれその中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会において選挙
兼 職 の 禁 止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

④ 報酬額等

	内 容
報 酬	日額支給，旅費の費用弁償あり（今後，条例により決定）
勤務形態	非常勤

(8) 監査委員

① 趣旨

広域連合においては，普通地方公共団体と同様の監査を求められていることから，監査委員を設置する。

② 業務

	内 容
事 務	広域連合の事務の執行の監査等
具体的な 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期監査（財務監査） ・決算についての審査 ・行政監査 ・住民監査請求による監査 ・その他地方自治法に基づく監査 等

③ 委員の区分，任期，人数等

	内 容
委 員 の 区 分	<p>人格が高潔で，地方公共団体の財務管理，事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（代表監査委員）</p> <p>広域連合議員</p>
任 期	4 年（広域連合議員は，議員の任期）
人 数	2 人（識見を有する者 1 人＋議員 1 人）
選任方法	広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任
兼 職 の 禁 止	委員は，地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

④ 報酬額等

	内 容
報 酬	日額支給，旅費の費用弁償あり（今後，条例により決定）
勤務形態	非常勤

(9) 公平委員会

① 趣旨

広域連合においては，職員の権利・利益を保護し，その身分を保障するため，公平委員会を設置しなければならないが，地方公務員法第7条第4項の規定により，公平委員会の事務は，他の地方公共団体の人事委員会に委託し処理させることができる。

広域連合の公平委員会の事務については，構成団体の人事委員会に委託する。

② 業務

	内 容
事 務	広域連合の職員の勤務に関する措置要求・不利益処分の審査等
具体的な 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査判定及び必要な措置 ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定 ・ 職員の苦情の処理 等

(10) 事務局

① 趣旨

簡素で効率的な組織とすることを基本とし，総務・企画及び資格試験・免許等の事務を処理する本部事務局を設置するとともに，その他の分野の執行責任を担う広域連合委員会の担当委員（府県知事）の主導のもとに迅速かつ効率的に事務事業を推進するため，分野事務局をそれぞれの担当委員府県に設置する。

② 概要

		本部事務局	分野事務局
処理する事務 (担当委員府県)		総務・企画 庶務, 経理, 予算・決算, 人事, 企画・総合調整, 広 報, 広域計画, 広域連合委 員会, 広域連合議会, 広域 連合協議会等 資格試験・免許等 (大阪府)	広域防災 (兵庫県) 広域観光・文化振興 (京都府) 広域産業振興 (大阪府) 広域医療 (徳島県) 広域環境保全 (滋賀県) 広域職員研修 (和歌山県)
設置場所		大阪市北区中之島	担当委員府県
職 員	体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・府県職員を派遣 (地方自治法第252条の17) ・職員数 9人 (広域連合設立時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当委員府県職員が兼務 ・兼務職員数 173人 (広域連合設立時) ※本部事務局及び各分野事務 局の参与を含む
	手 続	広域連合長が併任発令 (規則に基づき協定を締結)	
	服 務	広域連合の規定を適用 (詳細は規則, 協定に定める)	府県の規定を適用 (詳細は規則, 協定に定める)
	給 与	広域連合が負担 (詳細は規則, 協定に定める)	府県が負担 (詳細は規則, 協定に定める)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・各事務の円滑な実施と調整のため, 各府県に参与等を設置 ・分野事務局については府県間の人事交流を活用 	

③ 事務分掌

総務企画部門	<総務>	人事・給与及び組織・定数に関すること 秘書に関すること 条例, 規則等の審査及び公布並びに文書事務及び公印に 関すること 情報公開及び個人情報保護の総合企画及び調整に関する こと 予算の編成, 執行, その他財政及び経理に関すること 物品の買入れ及び売払いその他の処分に関すること 財産管理及び事務所の維持管理に係ること 広域連合議会, 広域連合委員会及び広域連合協議会の事 務局に関すること 会計管理者の補助に関すること 他に属さないこと
--------	------	--

	<p><企画></p> <p>重要施策の企画・総合調整に関すること 広域計画の立案・総合調整に関すること 他機関との広域連携業務の総括に関すること 国等の機関への要望に関すること 広域連合議会における総合調整に関すること 広域連合委員会及び広域連合協議会における総合調整に関すること 広報及び広聴の総括に関すること 行政委員会（監査等）の事務局に関すること</p>
事業部門	<p><広域防災></p> <p>「関西広域防災計画」の策定に関すること 災害発生時の相互応援体制の強化に関すること 近畿府県合同防災訓練の実施に関すること 防災分野の人材育成に関すること 救援物資の共同備蓄の検討・実施に関すること 広域での新型インフルエンザ対策の検討・実施に関する こと 広域防災に関する検討・実施に関すること</p>
	<p><広域観光・文化 振興></p> <p>「関西観光・文化振興計画」の策定に関すること 広域観光ルートの設定に関すること 海外プロモーションの実施に関すること 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に関すること 「通訳案内士」（全国）の登録等に関すること 関西全域を対象とする観光統計調査に関すること 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一に関する こと</p>
	<p><広域産業振興></p> <p>「関西産業ビジョン」の策定に関すること 産業クラスターの連携に関すること 公設試験研究機関の連携に関すること 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施に関す ること 新商品調達認定制度によるベンチャー支援に関すること</p>
	<p><広域医療></p> <p>「関西広域救急医療連携計画」の策定に関すること 広域的なドクターヘリの配置・運航に関すること 広域救急医療体制充実の仕組みづくりに関すること</p>
	<p><広域環境保全></p> <p>「関西広域環境保全計画」の策定に関すること 温室効果ガス削減のための広域取組に関すること 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）に関す ること</p>
	<p><資格試験・免許 等></p> <p>調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等に関す ること 准看護師に係る試験実施・免許交付等に関すること</p>

5. 組織

(1) 基本的考え方

広域連合の運営に要する経費は、基本的に構成団体の分賦金によるものとする。ただし、他団体との連携により実施する事業については、当該団体との協議により経費の負担方法等を別途定める。

(2) 分賦金額の算定の考え方

分賦金の算定については、構成団体に同額を配分する均等部分及び各団体の受益に応じて人口、その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算定する。

今後、実施事業の拡大に応じ、分賦金の算定方法を検討する。

① 総務費

本部事務局維持費、議会経費、行政委員会経費など、広域連合を維持するための基礎的経費であることから、全構成団体の均等負担を原則とする。

ただし、連合加入を促進するため、少数の事務のみに参加する団体の場合（3事業以下）は、均等負担の総務費の負担を軽減するものとし、通常の団体の1/2の額に減額するものとする。

なお、資格試験・免許等にかかる人件費は事業費の負担ルールによる。

② 事業費・特定事業費

事業費については、各事業分野の実施事務の受益に応じ、客観的な指標により算定し、特定事業費については、実施事務の受益が特定の府県に限定され、他の構成団体に及ばない事業であることから、関係府県の負担とする。

分野ごとの経費は、以下に示す受益の指標により算定する。

項 目		考 え 方
①総務費	総務・企画部門	均等割を原則とする
	資格試験・免許等の人件費	過去3カ年の受験者数平均割
②事業費	広域防災	人口割
	広域観光・文化振興	人口割(50%)，宿泊施設数割(50%)
	広域産業振興	人口割(50%)，事業所数割(50%)
	広域医療(特定事業費を除く)	人口割
	広域環境保全	人口割
	資格試験・免許等	過去3カ年の受験者数平均割
	広域職員研修	受講者数割(初年度は均等割)
③特定事業費	ドクターヘリ運航	人口割(50%)，利用実績割(50%)

(3) 分賦金額

(単位：千円)

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
22 年度	総務費	11,939	12,056	12,292	12,105	11,953	5,945	11,889	78,179
	事業費	362	689	1,967	1,300	291	93	211	4,913
	計	12,301	12,745	14,259	13,405	12,245	6,037	12,100	83,092
23 年度	総務費	22,585	26,486	34,350	28,091	23,044	10,455	20,911	165,922
	事業費	8,410	16,954	47,887	30,605	7,023	1,585	4,391	116,855
	特定事業費		43,819		47,367		13,730		104,916
	計	30,995	87,259	82,237	106,063	30,067	25,770	25,302	387,693
24 年度	総務費	23,105	28,305	38,791	30,445	23,716	10,436	20,872	175,670
	事業費	9,755	19,568	51,324	32,605	8,810	1,404	5,277	128,743
	特定事業費		43,819		47,367		13,730		104,916
	計	32,860	91,692	90,115	110,417	32,526	25,570	26,149	409,329

※・千円未満 四捨五入

- ・総務費：管理費及び人件費(総務企画部門及び資格試験・免許等分野)
- ・事業費：鳥取県は2分野(観光，医療)，徳島県は，6分野(防災，観光，産業，医療，環境，研修)，その他の府県は，全分野に参加として試算。
- ・広域職員研修：研修者数が確定していないため，全年度，均等で試算
- ・ドクターヘリ運航(特定事業費)：23年度から計上。京都府，兵庫県，鳥取県が負担。搬送実績が確定していないため，各府県の22年度予算で試算。

6. 既存の広域連携組織との関係

(1) 基本的考え方

広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

(2) 関西広域機構について

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務については、事業効果の検証を踏まえ、関西広域機構で実施した方が効果的・効率的なものに絞り込み、広域連合との事業連携や組織連携により、総合的な事業効果の拡大と効率化を図る。

なお、今後の関西広域機構のあり方については、官民連携のあり方の議論を踏まえ、関係機関と協議し、決定することとなっていたが、平成23年3月の理事会において同年秋に解散することが決定された。

第2章 兵庫県議会における設立過程

冒頭にも記したように、広域連合は、設置規約を参加自治体の議会が議決する必要があることから、関西広域連合においても、参加府県の議会による設立規約の議決を要した。以下では、著者が所属する兵庫県議会における関西広域連合の設立過程を紹介する。

1. 兵庫県議会における設立過程

(1) 広域連合に関する特別委員会の設置

兵庫県議会における広域連合に関する特別委員会は、平成21年6月12日、第301回定例会議において設置された。以来、付議事件である「関西広域連合（仮称）に関する事項等」について、12回にわたる委員会を開催し、国等における地方分権改革や道州制に係る議論の状況調査に始まり、続いて関西広域機構分権改革推進本部を中心に検討が進められている「関西広域連合（仮称）の設立に向けた取組」について、執行機関から示された骨格案、規約案、設立案等をもとに、参加を表明している府県議会での審議状況等も踏まえ、幅広く調

査を行った。

(2) 設立に向けての各会派の基本的態度

平成22年8月20日に開催された第11回特別委員会では、各会派から、それまでの10回に及ぶ当委員会での調査状況や、各会派での議論あるいは関係府県、関西広域機構分権改革推進本部の動向等を踏まえ、関西広域連合（仮称）の設立に対する基本的態度や規約案等に対する意見・要望が開陳された。

以下では、各会派の基本的態度について紹介する。

【自民党】

- ①権限や財源に執着する中央省庁の大きな抵抗が予想される国の分権改革をただ待つだけではなく、地方から主体的に行動を起こし、地方発の分権改革を先導していく必要がある。
- ②高度化・多様化する県民ニーズに対して、単独の府県では解決できない広域課題が多く分野で生じていることから、広域課題に地域が主体的に対応できる、現実的な仕組みづくりが必要である。
- ③府県の区域を越える事務で広域的な対応が必要な事務について、広域性等を理由に、地方への権限移譲が阻まれることがないよう、国からの権限移譲の受け皿づくりが必要である。

以上3つの視点から、「関西広域連合（仮称）」は、東京一極集中を打破し、関西の復権をめざし、「機先を制して、時機を失わず」ということを期待して、設立に基本的には賛同する。

【民主党・県民連合】

- ①地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会の実現に当たっては、道州制などの国からの動きをただ待つのではなく、地域が主体的に行動し、国の地域主権改革を先導する意気込みを持って行うことが重要であり、関西広域連合（仮称）は地方分権の突破口として評価できる。
- ②地域主権戦略大綱に沿って進められている「国の出先機関の原則廃止」の

議論の中で、各省庁は「府県域を越える広域事務は、府県では処理できないために国がやらざるを得ない」と地方支分部局の存在を正当化しているが、この理屈を打破し、地方支分部局の必要性を解消させ、国の出先機関の見直しの議論を一層促進するためにも、府県域を越える事務の受け皿となる関西広域連合（仮称）の早期設立が必要である。

- ③中央集権体制と東京一極集中が進み、地盤沈下している関西経済の浮上に当たっては、産業や観光振興などの多様化する地域課題に対応するために、関西のことは関西が決定し、実行できる自立型の行政システムを確立する必要がある、まさにこの関西広域連合（仮称）がその役割を担うものである。

以上のことから、「関西広域連合（仮称）」は民主党が推し進める地域主権改革を地方から推進しようとするものであり、設立に賛同する。

【公明党・県民会議】

- ①関西広域連合（仮称）は、現行府県制度を前提として、府県の事務で広域的に処理することが適当なものを持ち寄って、広域処理を通じて府県域を越える特定の広域行政課題に柔軟に対応できる仕組みである。
- ②関西広域連合（仮称）では、より住民の安全安心を高める観点から、広域救急医療連携の充実や東南海・南海地震に備えた広域防災体制の整備に取り組むほか、いにしえからの歴史文化遺産など観光資源の連携による観光客誘致などの広域観光文化振興や広域産業振興、環境対策等、県民生活の向上に寄与するさまざまな事務に取り組むこととされている。
- ③国の出先機関改革に関し、関係省庁は地方に広域事務の受け皿がないことを理由に抵抗する姿勢を明確にしていることから、その受け皿となり得る関西広域連合（仮称）を設立して、府県域を越える広域行政の責任主体として機能を発揮する体制を国に示すことが、地方分権の推進につながる。

以上のことから、「関西広域連合（仮称）」の設立の趣旨に一定の理解ができる。

また、各会派とも、設立時期については住民等の関心をさらに高め、設立に向けた機運を醸成した上で、他府県の動向も踏まえ、各府県が足並みをそろえて、規約案を議会に提出するよう求めた。

なお、所属議員数6人未満のいわゆる非交渉会派である共産党議員団は委員外議員として出席し、以下の意見が開陳された。

【共産党（委員外議員）】

- ①国の出先機関の受け皿となる関西広域連合（仮称）の設立は、本来国が担うべき責任を地方に押し付ける危険性のある「道州制」と一体のものとして議論されている。
- ②経済界は、関西広域連合（仮称）を「分権型道州制」「関西州」導入のステップとして位置づけ、国も、地方分権の最終的な方向が道州制にあると考えている。
- ③関西広域連合（仮称）の設立はもともと住民要求から出発したものではないことから、住民との議論を進めるべきである。

以上の理由から、議論が尽くされておらず、設立には賛同できない。

(3) 関西広域連合（仮称）設立に当たっての留意事項

各会派から、上記のとおり基本的態度が開陳されたが、これに併せ、今後解消すべき主な課題として開陳された意見は次のとおり。

① 設立の趣旨等

(道州制との関係)

ア 関西広域連合（仮称）の設立を通じて関西州の実現を掲げる橋下大阪府知事と関西広域連合（仮称）と道州制は異なるとする井戸知事とは、「同床異夢」ではないかと懸念されるが、府県との併存を前提とする広域連合制度は、府県を廃止する道州制とは設置根拠も異なるものであることから、相互に影響を与えることがないように切り離して進めていく必要がある。

イ 橋下大阪府知事の提唱する「大阪都構想」をめぐって、関西広域連合（仮称）が「大阪府」と「大阪市」の覇権争いの道具に使われること

いよう留意すべきである。

(国の地方支分部局の受け皿)

- ア 国の事務や権限の移譲を受ける際には、「事前に国が自身の事業を整理した上で、地方にとって必要な事務をまずは各府県が引き受けることとし、府県が受けることができない広域事務を関西広域連合（仮称）が担う」ことを原則とする必要がある。
- イ 財源を伴わない事務の移譲や、移譲される事務に見合わぬ国の職員の受け入れを行わないよう、その内容について十分吟味した上で、方針を決定する必要がある。

(行革の取組への影響)

- ア 現在、持続可能な行財政構造を構築するため、全庁を挙げて行革に取り組んでいる。関西広域連合（仮称）の設立を進めるに際しては、これとの整合性を図っていく必要がある。
- イ 特に、資格試験の実施や免許の交付などを除き、これまで取り組まれていなかった広域事務については、新たな組織をつくることとなり、経費や職員が増大するのではないかと懸念される。そのため、増加する部分については、その目的や必要性に照らして十分に費用対効果を検討した上で取り組む必要がある。

(県民等に対する周知)

これまで広報紙や広報番組等で関西広域連合（仮称）に対する県の取り組みや、広域連合制度の仕組み、処理する事務やその効果の紹介など一定の周知は行われているものの、いまだ認知度は高いとは言えない。

引き続き県民や県内市町などに対して、関西広域連合（仮称）を設立した場合のメリットや道州制との違いなどをわかりやすく説明し、今後も十分な周知を行い、認知度を高めていくように徹底して取り組む必要がある。

② 組織・運営

(広域連合委員会)

ア 広域連合制度における意思決定権者は、法律上、広域連合長であるが、一部の知事や広域連合長の考えによって恣意的に運営されることがないよう、合議機関である広域連合委員会は、「全会一致」を基本とするよう意思決定の方法を検討する必要がある。

イ 広域連合委員会は原則公開で開催するとともに、広域連合議会に対して協議内容を報告するなど透明性の確保に十分努める必要がある。

(広域連合議会)

ア 議員の定数については、設立当初は簡素で効率的な体制という考え方により必要最小限とされ、さらに各府県への議席配分については、小規模県の意向も十分に反映されるよう定められている。そのため、人口の多い府県への配分が少なくなっていることは一定やむを得ないが、今後、処理する事務が増えることなどにより、体制の強化を行う際には、事業内容や組織体制にふさわしい議員定数とし、参加府県の人口比に十分配慮した議席配分となるように改善する必要がある。

イ 一部の事務のみ参加する府県から選出された議員に対して、法律上、議決権の制限はできないとされている。しかし、関係構成団体の意向を採決に適切に反映させ、府県間の公平を期すためには、一部の事務のみ参加する府県は、参加しない事務に係る議案について、例えば申し合わせにより、議決権の行使を自主的に棄権するなど、事実上の議決権の制限が必要である。

ウ 広域連合議会の役割が明確でないことから、例えば、広域連合委員会の意思決定の過程に広域連合議会が参画できる仕組みなど県民から理解されやすい役割を検討すべきである。

エ 議員報酬については、年度内の途中交代等もあり得ることや、他の行政委員会等の報酬が日額制で提案されていることも踏まえ、日額制を検討すべきである。

(広域連合協議会)

関西広域連合協議会の委員については、関西広域連合（仮称）の事業実施や関西の課題と今後のあり方を踏まえた同広域連合の将来像等を議論することから、地域団体・経済団体代表のみならず幅広い分野から選任を行い、一丸となって関西の浮上を図る仕組みを構築する必要がある。

(不参加団体の受益と負担)

ア 関西広域連合（仮称）の事業実施によって、同広域連合に参加しない団体に、一定の受益が発生する場合は、事業の連携実施や共同実施を働きかけ、応分の負担を求めていく必要がある。想定されるケースごとに負担の方法等を十分に検討すべきである。

イ 関西広域連合（仮称）に参加しない奈良県等や政令市の参加が望ましいが、現段階においては不透明である。見切り発車することにより、関西広域連合（仮称）の設立・発展段階で亀裂を生む可能性についても留意すべきである。

(4) 設立規約の議決

その後、平成22年9月15日の議会運営委員会において、9月定例会で「関西広域連合（仮称）規約」が議案として提出されることとなり、同規約案は、9月定例会会期中の10月5日に特別委員会で可決された後、翌6日の本会議で共産党を除く賛成多数で可決された。これは、9月28日に可決された和歌山県議会に続き2県目の承認となる。

第3章 設立後の活動について

平成22年12月1日に設立された関西広域連合は、その後、設立の基本方針に沿って実施事務に取り組んでいる。中でも、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における被災地支援は、関西広域連合の広域防災機能を大いに発揮する必要性が生じているといえる。

また、国の出先機関改革については、国出先機関対策委員会の委員長である橋下徹大阪府知事を先頭に積極的な提言を行っている。

以下では、関西広域連合の設立後の主な活動を紹介する

1. 東北地方太平洋沖地震における被災地支援

(1) 東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる緊急声明（平成23年3月13日）

わが国観測史上最大となる M9.0 の大地震が3月11日に発生し、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした。

被害の全容は、まだ判明していないが、激甚な被害が発生し、多くの生命が失われた。犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するとともに、今なお多くの行方不明の方々の一日も早い所在確認を祈る。また、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、いまだに孤立状態にある皆様に、速やかに救援の手がさしのべられることを願う。

一日も早く、被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願う。

この大災害に際して、16年前、阪神・淡路大震災の被災地である関西だからこそ、本日、急遽、広域連合の構成府県が集まり、その経験と教訓を活かし、関西広域連合として、関西が一つにまとまり、持てる力を結集して、被災地に対し、出来る限りの応援をすることを決定した。

そのため、今後、関西広域連合及びその構成府県は、東北地方太平洋沖地震の被災地・被災者に対して、持てる力を結集し、支援メニューを早急に提示し、現地のニーズに応えつつ、以下のとおり、積極的に取り組んでいく。

1 被災地対策

関西広域連合は被災地、被災者対策に全力をあげる。

とりわけ、早急に避難生活を支えるための支援に取り組む。

2 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

3 応援要員の派遣

避難者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建

物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

4 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害弱者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による学童の受け入れ等、これらの受け入れ窓口の開設も検討する。

これらの支援を迅速かつ的確に行うため、関西広域連合は構成府県と協働して、特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援する。併せて、福井県、三重県、奈良県、政令市などにも協力を求めていく。

なお、各被災県に関西広域連合の現地連絡所を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を広域連合に集約することにより、以後の支援内容について協議のうえ構成府県で効果的な支援を行う。

今後も、状況の推移を見極めながら、構成府県や関係機関と連携しながら、順次適切に支援を行っていく。

なお、原子力災害対策については、関西広域連合としても積極的に協力を行っていくので、重大な事態に陥らないよう、安全対策に万全を期すことを、強く国に要請する。

関西地方の方々におかれては、今後とも、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をお願いします。

関西広域連合

連 合 長	兵 庫 県 知 事	井 戸 敏 三
副連合長	和 歌 山 県 知 事	仁 坂 吉 伸
委 員	滋 賀 県 知 事	嘉 田 由 紀 子
委 員	京 都 府 知 事	山 田 啓 二
委 員	大 阪 府 知 事	橋 下 徹
委 員	鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
委 員	徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門

(2) 具体的な支援状況

① 広域緊急援助隊の活動状況

(3月23日午前10時現在)

派遣元	現在の派遣人数		派遣先
滋賀県	警備部隊	25名	福島県 岩手県
	交通部隊	23名	
京都府	交通部隊	14名	岩手県
大阪府	刑事部隊	40名	宮城県 岩手県
	交通部隊	59名	
兵庫県	刑事部隊	20名	宮城県 岩手県
	交通部隊	32名	
和歌山県	警備部隊	49名	宮城県 宮城県
	交通部隊	11名	
徳島県	刑事部隊	10名	宮城県 宮城県
	交通部隊	10名	
鳥取県	刑事部隊	11名	宮城県 宮城県
	交通部隊	4名	
計	刑事部隊	81名	
	警備部隊	74名	
	交通部隊	153名	

② 緊急消防援助隊の派遣状況

(3月23日午前10時現在)

派遣元	現在の派遣隊数		派遣先
滋賀県	陸上部隊	17隊	福島県 福島県
	航空部隊	1隊	
京都府	陸上部隊	48隊	宮城県 福島県
	航空部隊	1隊	
大阪府	陸上部隊	9隊	岩手県
兵庫県	陸上部隊	52隊	宮城県 岩手県
	航空部隊	1隊	
徳島県	航空部隊	1隊	宮城県
鳥取県	航空部隊	1隊	宮城県
計	陸上部隊	126隊	
	航空部隊	5隊	

③ 日本赤十字社の医療救護班の派遣

(3月23日午前10時現在)

関西広域連合について

府県名	現在の派遣内容
滋賀県	○ 派遣車両 災害救援車1台, 救急車1台 ○ 派遣要員 医師1名, 看護師3名, 事務職4名 合計8名
京都府	○ 派遣要員 ・第4次救護班 医師1名, 看護師3名, こころのケア担当2名, 事務職2名, 支部職員2名 合計10名
大阪府	○ 派遣車両 d ERU (仮設診療所) 1台 ○ 派遣要員 救助班13名
兵庫県	○ 派遣車両 d ERU (仮設診療所) 2台, 救急車1台, 支援車1台 ○ 派遣要員 医師3名, 薬剤師1名, 看護師3名, 連絡調整員3名 合計10名
和歌山県	○ 派遣車両 救急車1台, 災害救急支援車両2台 ○ 派遣要員 医師1名, 看護師4名, 薬剤師1名, 事務職2名, 連絡調整員3名 合計11名
徳島県	○ 派遣要員 医師1名, 看護師3名, 薬剤師1名, 事務職2名 合計7名
鳥取県	○ 派遣車両 救急車1台, 救援車1台 (トラック) ○ 派遣要員 医師1名, 看護師3名, 薬剤師1名, 事務職4名 合計9名
計	車両 12台 人員 68名

④ 支援連絡要員の派遣

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣人数	派遣先
滋賀県	7名	福島県
京都府	5名	福島県
大阪府	4名	岩手県
兵庫県	3名	宮城県
和歌山県	2名	岩手県
徳島県	4名	宮城県
鳥取県	2名	宮城県
計	27名	

⑤ 支援人員の派遣

ア 避難所対策

避難所での健康対策等

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
滋賀県	歯科医師：1名，保健師：4名，薬剤師：1名，獣医師1名	宮城県
	医師：1名，保健師：2名，薬剤師：1名	福島県
京都府	医師：4名，保健師：3名，調整員：1名，事務職：1名	福島県
大阪府	事務職：2名 (こころのケア) ケースワーカー：1名，事務職：1名	岩手県
	放射線技師：2名，事務職：1名	福島県
兵庫県	保健師：4名 (こころのケア) 医師：2名，看護師：2名，精神保健福祉士：1名， 事務職：1名	宮城県
和歌山県	保健師：2名，事務職2名	岩手県
徳島県	保健師：4名，事務職2名， (こころのケア) 医師：1名，保健師：1名，事務職1名	宮城県
鳥取県	保健師：2名	宮城県
計	52名	

避難所運営支援

(3月23日午前10時現在)

関西広域連合について

府県名	現在の派遣内容	派遣先
滋賀県	避難所運営支援：16名	福島県
京都府	避難所運営支援：15名	福島県
計	31名	

イ 救護所等の医療支援

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
滋賀県	・医師（救護所）：2名 ・看護師（救護所）：2名 ・薬剤師（救護所）：1名 ・事務職（救護所）：1名 ・現地連絡職員（救護所）：2名	福島県
兵庫県	・医師（救護所）：8名 ・看護師（救護所）：7名 ・薬剤師（救護所）：2名 ・事務職（救護所）：5名	宮城県
和歌山県	・医師（救護所）：2名 ・看護師（救護所）：2名 ・薬剤師（救護所）：2名 ・事務職（救護所）：1名	岩手県
	・医師（病院）：1名	福島県
徳島県	・医師（救護所）：2名 ・看護師（救護所）：4名 ・薬剤師（救護所）：1名 ・事務職（救護所）：1名	宮城県
鳥取県	・医師（救護所）：1名 ・看護師（救護所）：2名 ・事務職（救護所）：1名	宮城県
計	50名	

ウ 被災住宅対策

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
大阪府	応急仮設住宅建設の支援：3名	岩手県
兵庫県	応急仮設住宅建設の支援：3名	宮城県
計	6名	

資
料

エ ライフラインの復旧

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
滋賀県	給水車による給水支援：2名	岩手県
京都府	給水車による給水支援：3名	岩手県
大阪府	給水車等による給水支援：11名	岩手県
計	16名	

オ 教育対策

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
兵庫県	学校避難所運営・児童生徒のこころのケア等 (EARTH)：9名	宮城県

カ その他

(3月23日午前10時現在)

府県名	現在の派遣内容	派遣先
滋賀県	し尿収集の支援：車両1台，職員3名	宮城県
大阪府	物資集積所担当要員等：12名 現地連絡員：1名	岩手県
兵庫県	病院・福祉施設への入院・入所が必要な方の県内受入に係る 現地コーディネーター：4名（2班×2名） 被災市町への直接支援 (被災地の課題解決を直接支援)：12名 監察医：1名	宮城県 福島県
鳥取県	避難所運営等の業務支援のための職員災害応援隊：30名	宮城県
計	63名	

⑥ 緊急支援物資の送付

(3月22日午前10時～23日午前10時)

関西広域連合について

府県名	送付内容	送付先
兵庫県	アルファ化米 25,000食, 仮設トイレ 100基, 医薬品18品目 9,000人分, 飲料 9,600本, パン 10,000個, 冷凍おにぎり 9,600個	宮城県
徳島県	乾燥米飯 9,150食, 乾パン 10,292食, 粉ミルク 48缶, クラッカー 280食, 即席麺 122食, 栄養食品 10,000本, スティックパン 200食, 飲料水 96本	宮城県
鳥取県	カップ麺 4,000個, 水500ミリリットル 1,250本, 水2リットル 2,786本, その他飲料500ミリリットル 1,940本, その他飲料2リットル 410本, 生理用品 400個, 粉ミルク 119個, 紙おむつ幼児用 609袋, 紙おむつ大人用 445袋	宮城県
	職員災害応援隊30名と併せて提供した物資: ティッシュ 2,480箱, 歯ブラシ 700本, 歯磨き粉 500本, タオル 1,000枚, うがい薬 1,000本	

2. 新たな高速道路料金案に対する提案

平成22年12月9日、関西広域連合が設置されて初めとなる提案として、新たな高速道路料金案に対する提案を行った。

以下、その内容を紹介する。

新たな高速道路料金案に対する提案

本年12月に発足した関西広域連合は、複数府県で構成する全国初の広域連合であり、府県域を越える広域行政課題に対応する責任主体である。また、地方分権改革の突破口を開くため、住民に身近な関西広域連合が国の出先機関の事務・権限を受け入れ、地域の実情を踏まえた行政を展開するとともに、国と地方の二重行政の解消を図ることとしている。

こうした関西における取組の最中、本年4月に発表された高速道路の新料金案は、本州四国連絡高速道路については、NEXCO路線に比べ割高で、同路線との連続利用では二重払いとなるなど、「平成の大関所」になるのではと危惧しているところである。

また、阪神高速道路についても、NEXCO路線との間で異なる料金体系を残し、連続利用での二重払いや、一部に大幅な値上げとなる地域があるなど、大きな課題を有している。

今後、関西が一層発展していくためには、広域連合区域内の地域間格差の是正が不可欠であり、地域振興や利用者の視点から適切なものとする必要があるため、こうした関西の発展につながる新料金案に改め、公平で利用しやすい高速道路料金体系が実現されるよう、次の事項について強く要請する。

記

1 高速道路料金について

- (1) NEXCO・阪神高速など運営主体間で料金体系が異なることによる二重払い等利用者負担を解消するなど、利用者の利用実態を踏まえ、現行料金と比べ大幅な負担増とならないよう、利用しやすい料金の設定
- (2) 短距離利用に配慮し、渋滞対策や環境改善など地域課題に対応した政策的な割引施策の継続・拡充

2 本州四国連絡高速道路について

- (1) NEXCOとの連続利用において二重払いを解消し、地域間格差を是正する全国一律の料金制度の導入
- (2) 総合的な公共交通体系の構築を見据え、新料金体系の実施に伴う、競合する他の公共交通機関への支援

関西広域連合長 井戸敏三

3. 国の出先機関改革についての提案

国の出先機関改革については、国出先機関対策委員会の委員長である橋下徹大阪府知事を先頭に積極的な提言を行っている。

地域主権戦略会議、第9回(平成22年12月15日)及び第11回(平成23年1月25日)において以下の内容の提案がなされた。

- 関西広域連合を受け皿にすること
 - ・新たな広域的实施体制の枠組み作り（法整備）は、広域連合により多くの事務を円滑に移譲できるものとする
- 国の出先機関の丸ごと移管を目指すこと
 - ・関西は、権限、財源とともに組織も丸ごと受ける覚悟・細かな条件にとらわれず、早期の移管を実現すべき
 - ・各府県に移譲する事務・権限は関西広域連合で振り分け
- まず関西からスタート
 - ・全国に先駆ける実験的取り組みとして実施
- 協議の場を設置
 - ・移管に向けて、国と関西広域連合による協議の場（関西版の国と地方の協議の場）を早急に設けること
- 不参加県を障害としてはならない
 - ・不参加県の区域に係る事務事業は連合委託とするなどの手法を検討すべき
 - ・政令市は国からの権限移譲を前提に参加に前向き

4. 広域連合議会

関西広域連合設立後、臨時会及び定例会の2回の広域連合議会が開催された。
以下、2回の議会において審議された議案等について紹介する。

（1）平成23年1月臨時会

【議員提出】 2議案

議第1号議案 関西広域連合議会議規則制定の件

議第2号議案 関西広域連合議会傍聴規則制定の件

【広域連合長提出】 26議案

266(999) 法と政治 62巻2号 (2011年7月)

- 第1号議案 関西広域連合議会定例会の回数に関する条例制定の件
- 第2号議案 関西広域連合監査委員条例制定の件
- 第3号議案 関西広域連合附属機関設置条例制定の件
- 第4号議案 関西広域連合情報公開条例制定の件
- 第5号議案 関西広域連合個人情報保護条例制定の件
- 第6号議案 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 第7号議案 関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第8号議案 関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第9号議案 関西広域連合財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例制定の件
- 第10号議案 関西広域連合議会の議決を要する財産の取得又は処分を定める条例制定の件
- 第11号議案 関西広域連合長期継続契約に関する条例制定の件
- 第12号議案 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件
- 第13号議案 平成22年度関西広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件
- 第14号議案 関西広域連合公告式条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第15号議案 関西広域連合の休日を定める条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第16号議案 関西広域連合事務局設置条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第17号議案 関西広域連合職員定数条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第18号議案 関西広域連合職員の分限に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第19号議案 関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第20号議案 関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定

資
料

の専決処分について承認を求める件

- 第21号議案 関西広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第22号議案 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第23号議案 関西広域連合職員の給与に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第24号議案 関西広域連合職員の旅費に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 第25号議案 関西広域連合指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件
- 第26号議案 監査委員の選任について同意を求める件

【意見書】 1件

意見書第1号 公平で利用しやすい高速道路料金体系の実現を求める意見書

(2) 平成23年2月定例会

【広域連合長提出議案】 2議案

- 第27号議案 関西広域連合広域計画作成の件
- 第28号議案 平成23年度関西広域連合一般会計予算の件

【決議】 1件

関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議

5. 23年度予算の概要

(1) 趣旨

自主・自立の関西の実現をめざし、地方分権改革の突破口を開くため、府県域を越える広域行政課題に対応する責任主体となり、国の地方支分部局の事務の受け皿となりうる関西広域連合を運営。

※参加団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

(2) 事業内容

区分	担当府県	概要	主な実施事業	予算(千円)
広域防災	兵庫県	東南海・南海地震等の広域災害に対し、関西の対応方針等を定めた「関西広域防災計画」や広域連合の広域応援手順の作成などを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域防災計画の策定 ・関西広域応援実施要綱の作成・運用 ・救援物資の備蓄等の検討・実施 ・関西広域応援訓練の実施 ・防災分野の人材育成等 	10,143
広域観光・文化振興	京都府	「関西観光・文化振興計画」を策定し、各地域の資源をつなぐ観光ルートを設定。国際会議や外国人観光客の誘致のため、広域連合長等によるトップセールスなどを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・関西観光・文化振興計画の策定 ・広域観光ルートの設定 ・観光統計調査の実施 ・海外観光プロモーションの実施 ・観光案内表示の基準統一 	16,235
広域産業振興	大阪府	関西の持つ集積や人材等を活用し、関西の将来像や戦略を「関西産業ビジョン」として策定。また地域の強みを活かし、公設試験研究機関の連携等を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・関西産業ビジョンの策定 ・産業クラスターの連携 ・公設試験研究機関の連携 ・合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ・新商品調達認定制度によるベンチャー支援 	22,120
広域医療	徳島県	関西全体におけるドクターヘリの効果的・効率的な配置・運航等を実施。府県域を越えた広域救急医療体制の整備につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域救急医療連携計画の策定 ・広域的なドクターヘリの配置・運航 	215,079 (うち ドクヘリ) 212,402
広域環境保全	滋賀県	「関西広域環境保全計画」を策定し、「温室効果ガス削減のための広域取組」、「府県を越えた鳥獣保護管理の取組」を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域環境保全計画の策定 ・関西エコオフィス運動の実施 ・電気自動車充電設備マップの作成 ・カワウモニタリング調査の実施等 	25,697
資格試験・免許等	大阪府	調理師、製菓衛生師、准看護師の試験・免許に係る事務の集約化、効率化を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付 ・准看護師に係る試験実施・免許交付 	16,650

資料

広域職員研修	和歌山県	広域的な視点を持つ職員の養成及び業務執行能力の向上。 研修を通じての職員相互の交流や人的ネットワーク形成の推進。	・府県職員研修の合同実施	3,191
事業費計				309,115
議会費			・議会運営費	4,176
総務費			・本部事務局職員人件費， 事務所経費	155,571
予備費等				5,003
合計				473,865

お わ り に

以上のように、本資料では、府県域を越える広域連合としては全国で初の取組みとなる関西広域連合について、その概要、及び参加府県の一つである兵庫県議会におけるその設立過程でなされた議論、更に、設立後の活動について紹介した。

関西広域連合は、地方からの分権改革への主体的な行動として設置されたものであるが、その設立に際しては、“同床異夢”だと言われ、奈良県等が参加を見送るなど理想的な形でスタートとは必ずしもなっていないが、それでも2府5県という大きな枠組みで一步を踏み出したことは大変意義あることと言える。

今般の東北地方太平洋沖地震における被災地支援では、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県が広域防災の事務局を担当し、参加府県と緊密な連携を取りながら活動を行っている。特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援することを決定し、役割分担を明確にしながら被災地のニーズを的確に把握し効果的な支援を行うことを目指している。

関西広域連合は、設立されて4ヶ月に過ぎないが、今後の分権社会のあり方を考えるに際して一つの注目すべき存在であることは間違いない。本資料がその一助となれば幸いである。

なお、本資料は、兵庫県当局から議会に提出された文章を基に作成した。

関西広域連合規約

(平成22年12月1日総務大臣許可)

資

(広域連合の名称)

料

第1条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、構成団体の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務
- (2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの
 - ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務
 - イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務
 - ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務
 - エ 防災に資するための人材の育成に関する事務

- オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務
- カ 防災に係る調査研究に関する事務
- (3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務
 - イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - （ア）法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務
 - （イ）法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務
 - ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務
 - エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの
 - オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの
 - カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの
- (4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務
 - イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務
 - ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
 - エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務
- (5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下

- 同じ。)に関する事務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務
 - (イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務
 - (ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの
- イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの
- ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの
- (6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務
 - イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務
- (7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師，調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの
- ア 保健師助産師看護師法第8条，第9条，第11条，第12条第4項及び第5項，第13条第2項，第14条（第1項を除く。），第15条第2項及び第16項から第18項まで，第15条の2第2項，第4項及び第5項，第18条，第22条第4号並びに第25条に規定する事務
 - イ 調理師法第3条第1項，第3条の2（第3項及び第4項を除く。），第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務
 - ウ 製菓衛生師法第3条，第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務
- (9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政

策の企画及び調整に関する事務

- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを除くものとする。
- 3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であつて、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。

（事務の追加）

- 第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。
- 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。
- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

（広域連合が作成する広域計画の項目）

- 第6条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

(1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に

関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。

- (1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。）250万未満の構成団体 1人
- (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人
- (3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人
- (4) 人口750万以上の構成団体 4人

3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたとき

は、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

関西広域連合について

(広域連合の議会の議長及び副議長)

- 第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

- 第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。
- 2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。
- 3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

- 第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。
- 2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。
- 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

- 第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。
- 2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

- 第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域
- 276(989) 法と政治 62巻2号 (2011年7月)

- 連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。
- 2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。
 - 3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。
 - 4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。
 - 5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。
 - 6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

（広域連合協議会の設置）

第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

（選挙管理委員会）

- 第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。
 - 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。
 - 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 前2号に掲げる収入以外の収入
- 2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。
 - 3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。
 - 4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなし

て、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

資

(規則への委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

料

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(検討)

2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。

4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。

(負担金の徴収に係る経過措置)

5 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。

6 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連

合長の定めるところによる。

関西広域連合について

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

備考

- この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算定した人口）の割合をいう。
- この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。

- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員数の割合をいう。

資
料